

声 明

1 はじめに

本日、仙台高等裁判所第3民事部（瀬戸口壯夫裁判長、綱島公彦裁判官、北川瞬裁判官）は、福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟（令和3年（ネ）第151号）について判決を言い渡した。

本訴訟は、福島県伊達郡川俣町山木屋に居住していた住民ら82世帯323名（承継人を含む）が、福島原発事故の放射能汚染により、同地域が強制避難区域（居住制限区域または避難指示解除準備区域）に指定され、避難を余儀なくされ、故郷「山木屋」の生活・文化・環境を根こそぎ奪われたことを損害として、東京電力に対し、賠償請求するものである。

以下、控訴審判決の内容と評価について当原告団・弁護団の見解を述べる。

2 東京電力の加害行為の悪質性について

一審原告らは、東京電力が、福島原発の設置当初から原発事故を起こさないための安全確保義務を怠ってきたことなどを指摘し、これらの事情を加害行為の悪質性として、東京電力の責任加重事由とすべきことを主張してきた。

これに対し、本判決は、「原発施設はひとたび重大事故をおこせば、放射性物質の放出、拡散によって、立地場所の周辺のみならず広範な地域の住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、広範囲の環境を汚染し、経済的活動を停滞させ、ひいては地域社会を崩壊させるなど、他の分野の事故にはみられない深刻な影響をもたらす危険性を有するという極めて特異な施設であって、原子力事業者は、万が一にもそのような災害が起こらないよう適切にこれを運営すべき立場にあり、実定法上もこれによる被害の防止に関し万全の措置を講ずべき責務を負っている。」「一審被告が…考えられる合理的な対策すら講じないまま漫然と上記危険を内包する原発施設を運営していたことが明らかになれば、…被災者らに重大な精神的苦痛を発生させることは明らかである」などとして東京電力の加害行為の悪質性を認定し、損害額の算定にあたっての重要な考慮要素としたことは高く評価できる。

3 損害の内容と評価

（1）故郷剥奪損害の継続について

一審原告らは、避難指示解除がされた後も、放射能の残存と長期間の住民不在により、事故前の生活基盤や生業が失われ、多くの住民とりわけ若い世代が戻らず、事故前の「故郷」山木屋の生活・環境・文化を含む一切が失われたままであることを主張してきた。

この点、本判決は、「次世代を担う子供の大幅な減少と高齢者率の上昇は山木屋地区の伝統や独自性が早晚継承されなくなる蓋然性を意味するものとして深刻というべきで

ある。」「このような地域社会の大幅な変容は、本件事故によって不可逆的かつ一次的に生じたものというべきである」と述べ、現在に至っても「故郷」山木屋はなお回復しておらず、むしろ損害がより一層深刻化している実態を正しく認定しており、評価できる。

(2) 認容額について

一審判決後、本件と同様に原発事故の被害者が東京電力に対し損害賠償を求める7つの集団訴訟の控訴審判決が確定し、その他にも多数の下級審判決が言い渡され、これを受け、原子力損害賠償紛争審査会が「中間指針第五次追補」策定することで、原発事故被害者に対する損害賠償に一定の進展があったものの、その内容は未だ被害の深刻性重大性を十分に捉えたものと言えない。

そこで、一審原告らは、本控訴審では、一審判決の克服にとどまらず、先行する原発事故賠償訴訟判決の克服をも目指してきた。

この点、本判決は、避難慰謝料については一審判決の判断を維持したが、線量不安慰謝料として第五次追補に沿った損害額（妊婦及び子どもにつき一人60万円、それ以外の者につき一人30万円）を追加認定し、さらに故郷喪失慰謝料については一審判決の認容額（一人200万円）を大きく上回り第五次追補の基準（一人250万円）をも上回る額（一人330万円）を認定したものであり、第五次追補に捉われることなく独自の認定をしたことは高く評価できる。

本判決を踏まえ、原発事故被害者に対する損害賠償額はさらに見直されるべきである。

4 結 論

以上のとおり、本判決は、一審原告らの主張を大幅に取り入れ一審判決を克服したものと高く評価できるものであり、一審原告らの勝訴判決といえる。

山木屋原告団・弁護団は、この判決を踏まえ、故郷山木屋が真に住民のための復興を遂げるよう東京電力と国や自治体に働きかけるとともに、すべての原発事故被害者について完全な損害の賠償がなされることを求めていく所存である。

以 上

2024（令和6）年2月14日

福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟原告団
福島原発避難者訴訟第二陣・山木屋訴訟弁護団